

児童関係諸手当（児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当）
の支給方法の変更を求める意見書

児童関係諸手当（児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当）は、児童が育成される家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給されるものである。そして、その支給方法については、それぞれの法律により、年3期に分けて支給することと定められている。

しかしながら、教育や育児に要する費用の中には、急を要するもの、毎月定期的に支払う必要のあるものも多く、また、その金額は子供の成長とともに多額となっていく。現状のような4カ月分をまとめた支給では、時に支払いに窮することも多く、生活の安定に支障を来し、支払いのために一時的な借入を繰り返すという悪循環にも陥りやすい。

こうした隘路を解消するため、各手当を毎月支給とすれば、支払いの見通しを立てやすく、また、申請後、支給されるまでの期間も短縮される。

よって、国においては、児童を育成する家庭の生活をより安定させるため、現在「児童手当」に代わるものとして制度化が検討されている「子ども手当」を含め、毎月支給を可能とする法改正を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗